

2020年5月25日

会 長 談 話

～新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除について～

日 本 証 券 業 協 会

会 長 鈴 木 茂 晴

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言が解除されました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」）によれば、今後は、感染症対策とのバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとされております。

証券業界といたしましては、政府の要請を受け、先般、「証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定したところであり、今後は、個々の証券会社の事業形態や実情等を踏まえた感染予防に努めつつ、工夫を凝らしながら、業務の継続について適切な対応に努めて参ります。

併せて、我が国の重要なインフラの一つである証券市場の機能を維持する中で、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた我が国経済の安定化・活性化につながる取組みを進め、「対処方針」に示された「感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく」ことに貢献して参る所存です。

以 上

○ 本通知に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 政策本部 広報部（TEL 03-6665-6762）